

写

公共事業再評価及び  
社会資本総合整備計画事後評価に関する意見

( 令和 2 年 12 月 )

青森市社会資本整備評価委員会

# 目 次

頁

## 1 審議案件

案件第 1 号 青森駅周辺整備推進事業…………… 1

案件第 2 号 油川新城線道路整備事業…………… 2

案件第 3 号 浅虫ダム線道路整備事業…………… 3

案件第 4 号 佃地区融流雪溝整備事業…………… 4

案件第 5 号 公共下水道事業 …………… 5  
[青森市における循環のみちの実現]

案件第 6 号 公共下水道事業 …………… 6  
[青森市の下水道における防災・安全対策の実現]

2 意見書の活用 …………… 6

## 1 審議案件

審議案件に係る意見を以下に取りまとめた。

### ○ 案件第1号 青森駅周辺整備推進事業

#### ① 事業について

当該事業は、青森駅周辺地区において、青森駅の東西をつなぐ歩行者専用道路として青森駅自由通路（延長約170m）を整備するとともに、青森駅西口に西口駅前広場（面積約8,000㎡）の整備を行うものである。

平成27年度に事業着手し、令和2年度末の事業の進捗率（見込）は、事業費全体で約51.0%となっている。

青森駅自由通路の整備により、鉄道による東西市街地の分断が解消され、徒歩による移動の円滑化が図られるとともに、西口駅前広場の整備により、現在の西口駅前の輻輳している交通の整序を図り、自由通路と一体となって多様な交通手段に対応するよう交通結節機能が強化されることから、着実に事業を実施していただきたい。

#### ② 対応方針案について

青森駅周辺整備推進事業については、継続して実施すべきである。

○ 案件第 2 号 油川新城線道路整備事業

① 事業について

当該事業は、市道森林軌道廃線通り線（大字油川字柳川）を起点とし、東北新幹線車両基地高架橋下を經由し、一般国道 280 号バイパス（大字新城字福田）を終点とする延長約 815m について道路を整備するものである。

平成 13 年度に事業着手し、令和 2 年度末の事業の進捗率（見込）は、事業費全体で約 62.0% となっている。

市道森林軌道廃線通り線から一般国道 280 号バイパスに接続する本路線の整備により、災害時の地域住民の避難路となるとともに、青森港方面から新青森駅、浪岡、弘前方面への交通の分散が図られ、安全で円滑な交通が確保されることから、できるだけ早急に当該事業の整備を進めていただきたい。

② 対応方針案について

油川新城線道路整備事業については、継続して実施すべきである。

○ 案件第 3 号 浅虫ダム線道路整備事業

① 事業について

当該事業は、一般国道 4 号（大字久栗坂字山辺）を起点とし、一般県道増田浅虫線（大字浅虫字山下）を終点とする延長約 5,020m について道路を整備するものである。

平成 13 年度に事業着手し、令和 2 年度末の事業の進捗率（見込）は、事業費全体で約 83.8%となっている。

本路線の狭隘箇所の部分拡幅整備を行うことにより、久栗坂地区から浅虫地区に至るバイパスとして機能するとともに、災害や事故等の発生に伴う一般国道 4 号の通行止め時の迂回路として機能すること、及び青森県が拡幅整備を進めている一般県道増田浅虫線（大字浅虫字山下～平内町大字増田）等と連携し、一般国道 4 号の代替道路として機能することにより、防災機能が確保されることから、できるだけ早急に当該事業の整備を進めていただきたい。

② 対応方針案について

浅虫ダム線道路整備事業については、継続して実施すべきである。

○ 案件第 4 号 佃地区融流雪溝整備事業

① 事業について

当該事業は、昭和 30～40 年代にかけて宅地化された佃地区において、融流雪溝（総延長約 11,115m）を整備するものである。

平成 22 年度に事業着手し、令和 2 年度末の事業の進捗率（見込）は、事業費全体で 68.3%となっている。

当該地区に融流雪溝を整備することにより、冬期間の機械除雪の際に生じた寄せ雪等を融流雪溝で処理することで、十分な道路幅員が確保され、冬期間の道路交通機能及び歩行者空間の安全を確保することができることから、着実に事業を実施していただきたい。

② 対応方針案について

佃地区融流雪溝整備事業については、継続して実施すべきである。

○ 案件第 5 号 公共下水道事業  
[青森市における循環のみちの実現]

① 事業について

当該事業は、社会資本整備総合交付金に基づく下水道事業であり、下水道未整備地域において、計画的に公共下水道を整備することにより、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造することを目標として実施したものである。

計画期間は平成 27 年度～令和元年度となっており、昨年度において計画期間が終了したことから、当該計画の目標の達成状況や今後の下水道未整備地域における下水道整備の方針等の確認を行うために、市が実施した事後評価の内容について、審議を行ったものである。

② 評価について

事後評価の内容について、特に異論なし。

今後も、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造するため、公共下水道の整備に取り組んでいただきたい。

○ 案件第 6 号 公共下水道事業  
[青森市の下水道における防災・安全対策の実現]

① 事業について

当該事業は、社会資本整備総合交付金に基づく下水道事業であり、雨水幹線及びポンプ場の整備等による雨水対策や、下水道施設の長寿命化工事等による老朽化対策を行うことにより、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造することを目標として実施したものである。

計画期間は平成 27 年度～令和元年度となっており、昨年度において計画期間が終了したことから、当該計画の目標の達成状況や今後の雨水対策及び下水道施設の老朽化対策の方針等の確認を行うために、市が実施した事後評価の内容について、審議を行ったものである。

② 評価について

事後評価の内容について、特に異論なし。

今後も、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造するため、雨水対策及び下水道施設の老朽化対策に取り組んでいただきたい。

## 2 意見書の活用

市においては、公共事業再評価への対応方針を決定する場合において、本意見を尊重していただくとともに、その結果を、当委員会に報告いただきたい。

また、今後、社会資本総合整備計画を作成し、事業を実施する場合において、本意見を参考としていただきたい。